

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 学術集会規程

(定義と名称)

第1条

1. 本規程は、日本獣医腎泌尿器学会（以下「学会」という。）の学術集会の運営について定める。
2. 本規程における学術集会とは、「第＊回 日本獣医腎泌尿器学会 学術集会」を指す。
3. 英語名称は「The ＊th Annual Meeting of the Japanese Association of Veterinary Nephrology and Urology」とする。

(開催)

第2条

学術集会は、原則として年1回以上開催するものとする。

(発表者)

第3条

学術集会における発表者（講演者）は、本会の会員に限る。ただし、会員の知識の向上を目的とし、大会長が特に要請する場合はこの限りでない。

(参加費)

第5条

学術集会の参加者は、所定の参加費を納めるものとする。

(講演者等への対応)

第6条

学術集会大会長または学会認定審査委員会委員長が依頼する、会員以外の講演者、講師、座長については、参加費を免除し、その謝礼は別途「謝金・旅費等支出細則」に定める。

(大会長の推薦と承認)

第7条

学術集会の大会長は学術集会運営委員会がこれを推薦し、理事会の承認を得るものとする。

(大会長の職務と任期)

第8条

1. 大会長は理事会に出席し、意見を述べることができる。
2. 大会長の任期は、理事会で大会長に決定した日の翌日から、当該年度の学術集会終了日

までとする。

（開催に関する周知）

第9条

大会長は、学術集会・総会の開催6か月前までに、会期・会場・演題募集要項等の開催情報を公示しなければならない。

（実行委員）

第10条

1. 大会長は、学術集会・総会の実施にあたり、若干名の実行委員を委嘱することができる。
2. 実行委員は大会長の諮問に応じ、運営を補佐する。
3. 実行委員の任期は大会長と同じとする。ただし、再任を妨げない。

（共催学会・研究会への派遣）

第11条

学術集会以外の共催学会・研究会において、本会が依頼した発表者・講師の参加費、旅費、宿泊費、謝礼の取扱いについては、共催学会・研究会からの支払いがない場合、本会の「謝金・旅費等支出細則」に従い支出する。

補則

本規程の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この規程は、2025年6月1日より施行する。